

泉大津市と株式会社コロナ興産との包括連携に関する協定書

(目的)

第1条 泉大津市（以下「甲」という。）と株式会社コロナ興産（以下「乙」という。）は、市民の健やかな生活の実現に向けた相互の連携推進により、甲の地域におけるウェルビーイング向上に資する活動の創出並びに乙の提供する製品を活用した連携を行うこととする。また、新たな社会価値を創造し、地域における市民の主体的な健康づくりを支援することにより、QOL（生活の質）の向上を図り、地域社会の発展に資することを目的とする。

(連携取組事項)

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 市民の健やかな生活の実現に向けた取組みに関すること
- (2) 甲の地域におけるウェルビーイング向上に寄与する取組みの創出に関すること
- (3) 甲のフィールドを活用した乙の提供する製品・サービスの活用に関すること
- (4) その他、本協定の目的を実現するために必要なこと

2 具体的な実施事項については、甲乙協議の上決定する。

(協定の見直し及び解除)

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除の申出があったときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うことができる。ただし、甲乙いずれかが特段の事情があると認めるときは、一方の申出により、本協定を解除することができるものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙から相手方に対して書面により協定終了の申出を行わない限り、本協定は更に1年間更新し、以降も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の実施において、知り得た秘密情報を第三者に開示、提供又は漏洩せず、また本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和8年8月5日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
市長

南出 賢一

乙 東京都豊島区東池袋3丁目15番15号
株式会社コロナ興産
代表取締役

内田 力